

### 第3 回次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会配布資料へのコメント

令和7年10月31日

富山大学 神山智美

#### 資料3 今夏の電力需給及び今冬以降の需給見直し・運用について

- ・脱炭素化へのトランジション期における安定供給面での懸念が顕在化している状況であり、供給力確保に向けた方策の検討は待ったなしの状況であると認識している。
- ・2026年（短期・足元）に向けての追加供給力確保に向けた検討が早急に必要である。
- ・50頁「2026年度以降に向けた取組」について：2026年度以降（長中期）に向けても、長期脱炭素電源オークションのような効果が出るまで時間がかかる取組み（2029年～）は手当てされているが、もう少し手前で効果の出る制度措置にも注力すべきである。容量市場の包括検証を通じた制度の見直しや、予備電源制度といった既存の仕組みの見直しに加え、第7次エネ基において示された発電事業環境の整備なども通して、必要な供給力を確保できるようにする必要がある。

#### 資料4 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WGの進捗について

- ・電力ネットワークの次世代化について（特に、上位系統の費用負担の在り方、系統接続に係る手続期限の設定、最終需要規模への契約電力の引き上げ要件化等）は、議論・対策の方向性に異存なし。
- ・経過措置料金については、WGでの議論の通り、解除可能となった場合を見据えて、解除した際の影響などを見極める等、準備・検討を進めていく必要がある。
- ・経過措置料金が継続する場合であっても、経過措置料金の趣旨を踏まえて、経営効率化では対応できない部分（ロシアによるウクライナ侵攻等の政界情勢の影響による燃料価格の急騰に伴う電気料金の上昇局面等）については、不適切な事業者負担を生じさせないように、制度を見直すべきである。また、制度は安定的であることが望ましく、今後本格導入されるGX-ETS等の新制度の影響を適切に経過措置料金に反映する際にも、（見直された後の）同制度において対応が可能であることが望ましい。
- ・経過措置料金への反映について、必要なコストを電気料金に反映させる時期と方法等は、（WGでの議論にもあるが、）電気事業法の目的である「電気の利用者の利益を保護」と「電気事業の健全な発達」との観点から、引き続き、議論を深めていく必要がある。

#### 資料5 次世代の電力産業の構築に向けて

- ・DXによる電力需要増加に対して、経済合理性の観点も踏まえつつ、安定供給を確保し脱炭素を加速化するには、資料提示いただいたような垂直（発電・送配・小売）連携は有効な方策と考える。
- ・公平な競争が確保されるように事業者への規律にも留意しつつ、全体最適が達成されるように引き続き工夫・しかけやスキーム構築を検討する必要がある。
- ・人材・サプライチェーンは、事業運営の基盤であり、今回いただいた課題に適切に対処していくことは急務と認識している。
- ・サプライチェーンについては、強靱化とともに一定の質の担保も求められると認識している。
- ・人材については、電力システム改革検証を踏まえた制度見直しの中で、電力事業が将来性ある魅力ある産業であるよう、事業環境整備を実効性高い形で具体化する必要がある。

以上